

# 前橋労働基準監督署

安全衛生情報 2016年6月号

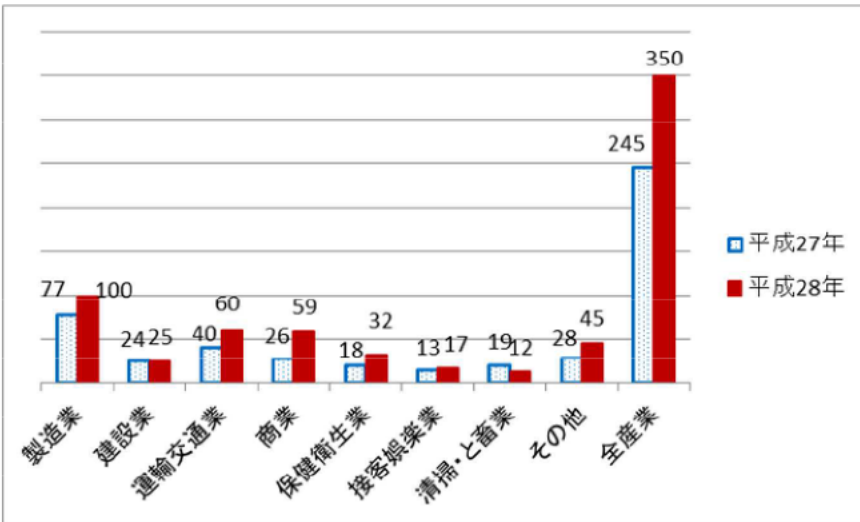
前橋労働基準監督署 前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 7階 Tel027-896-3019 Fax 027-896-3055

**SAFETY  
FIRST**

**見えますか？ あなたのまわりの見えない危険  
みんなで見つける 安全管理**

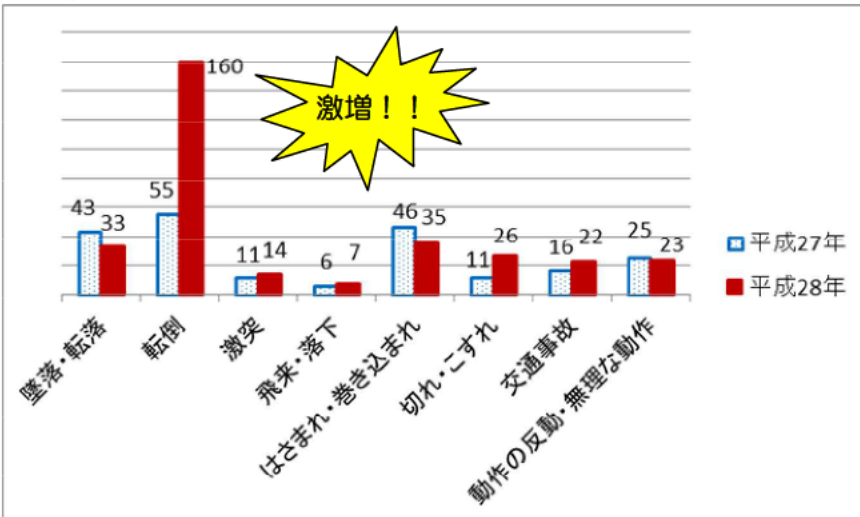
平成28年度「全国安全週間」スローガン

## 平成28年5月末現在(平成28年統計) 前橋署管内 労働災害発生状況



※注…休業4日以上の災害(通勤災害分を除く)で、平成28年5月31日までに当署に提出された労働者死傷病報告を集計(累計)。

## 災害の型別発生状況



27年同期(245件)に比べ **105件(人)** 増の350件に！

- 製造業は昨年と比較して23件(人)増の100件(人)
- 建設業は昨年と比較して1件(人)増の25件(人)
- 運輸交通業は昨年と比較して20件(人)増の60件(人)
- 商業は昨年と比較して33件(人)増の59件(人)
- 保健衛生業は昨年と比較して14件(人)増の32件(人)
- 清掃・と畜業は昨年と比較して7件(人)減の12件(人)
- 死亡災害は昨年同期(1件)に比べ1件(人)増の2件に！

※群馬県全体では870件発生しています。昨年と比較して220件の増加。死亡災害は、4件(人)(1件増)

## 平成28年度 安全週間説明会

- ◀前橋地区▶ 群馬建設会館  
平成28年6月2日 13:30~
- ◀伊勢崎地区▶ 伊勢崎商工会議所大ホール  
平成28年6月13日 13:30~
- ◀渋川地区▶ (株)高進 会議室  
平成28年6月22日 13:30~

**S T O P ! 転倒災害**



## 平成28年死亡災害事例

番号	発生月	年齢	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別	署別
	発生時間帯 労働者数	性別 職種					
1	2月	51歳	13トントラック下部にもぐり、車両のグリスアップを行っていたところ、同僚運転手が被災者に気づかずトラックを発進させたためタイヤに轢かれ死亡した。	一般貨物 自動車運 送業	はさまれ・巻 き込まれ	トラック	前橋
	13時頃	男					
	49人	整備係					
2	2月	59歳	建屋解体工事現場で、建屋屋根上に上がり取り外した折板を屋上端部から地面に投げ下ろしていたところ、バランスを崩し高さ約3.1mの地面に墜落した。	民間	墜落・転落	建築物・ 構築物	前橋
	16時頃	男					
	4人	作業員					

## 職場の熱中症予防対策は万全ですか？

平成27年の職場での熱中症による死傷者数は群馬労働局管内で**12人**発生し、**製造業、建設業**の順に多く発生しています。前橋署管内では**6人**発生しました。時期は5月から9月にかけて発生し、特に**7月、8月**で多く発生しています。

職場の熱中症予防対策は万全か、**チェックリスト**で自主点検しましょう。



- ① WBGT値（暑さ指数）を活用していますか
- ② 休憩場所は整備していますか
- ③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか
- ④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか
- ⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか
- ⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか
- ⑦ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか
- ⑧ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網の作成などを行っていますか

職場の熱中症予防対策は万全ですか？

熱中症とは、暑熱環境下で長時間労働することにより、体温調節機能が正常に働かず、体温が上昇し、意識障害やけいれん、手足の運動障害、高体温などを発症する状態です。重症化すると、脳や臓器に障害が生じ、死亡に至ることもあります。

職場での熱中症予防対策は、以下のチェックリストで自主点検しましょう。

1. WBGT値（暑さ指数）を活用していますか？
  - WBGT値を測定する機器を、暑熱環境下で正確に測定できる状態に保ち、測定結果を把握している。
  - WBGT値が28度以上ある場合は、作業を中止し、涼しい場所へ避難させる。
  - WBGT値が26度以上ある場合は、作業を中止し、涼しい場所へ避難させる。
  - WBGT値が24度以上ある場合は、作業を中止し、涼しい場所へ避難させる。
2. 休憩場所が整備されていますか？
  - 休憩場所は、暑熱環境下から離れた涼しい場所に設けられている。
  - 休憩場所は、十分な換気と遮光が確保されている。
  - 休憩場所は、十分な水分・塩分補給が確保されている。
  - 休憩場所は、十分な休息がとれるように配慮されている。
3. 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？
  - 暑熱環境下での作業を開始する前に、十分な慣らし作業を行っている。
  - 暑熱環境下での作業を開始する前に、十分な水分・塩分補給を行っている。
  - 暑熱環境下での作業を開始する前に、十分な休息を行っている。

※ 厚生労働省労働安全衛生局「熱中症予防対策ガイドライン」を参照してください。

厚生労働省ホームページより

<参考 熱中症の症状と分類>

分類	I度	II度	III度
症状	めまい・失神、筋肉痛・ 筋肉の硬直、大量の発汗	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・ 倦怠感・虚脱感	意識障害・けいれん・手 足の運動障害、高体温
重症度	小	大	

II度に分類される症状が現れた場合は、病院などに搬送することが望ましく、III度に分類される症状が現れた場合は、直ちに救急隊を要請する必要があります。

## 化学物質のリスクアセスメント

労働安全衛生法の改正により、平成28年6月1日から、一定の危険有害性が確認された物質（※640物質）の製造・取扱い業務に関し、リスクアセスメントが義務化されます。業種、規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。また、そのリスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずることが、努力義務となりました。

※640物質とは、安全衛生法施行令別表第9に掲げられている物質です。

